

年金講座全5回が終了しました

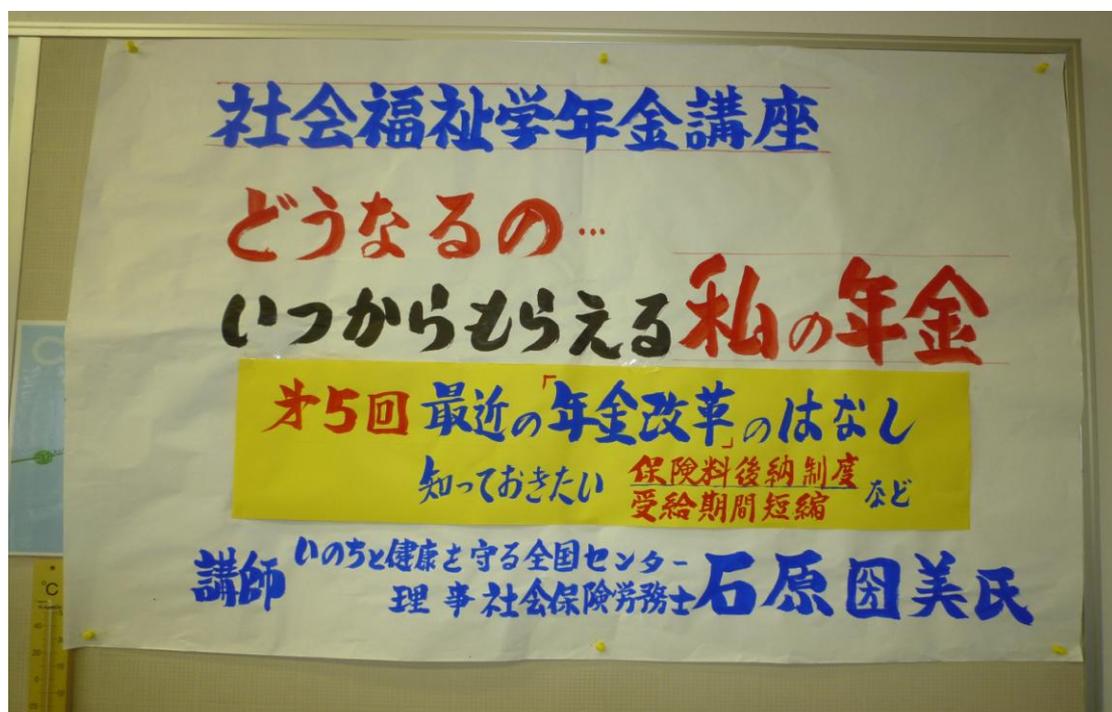
【報告:S. K&T. A 2013/10/21】

第36期(2013年度)新規開設講座 **社会福祉学 年金講座** は、10月20日(日)、全5回の講座が終了しました。
年金問題については、知っているようで意外に知らないことが沢山ありました。それを体系的に学べ、とても充実した講座でした。

講師にお招きした、**石原囿美先生**(社会保険労務士/いのちと健康を守る全国センター理事)は、数多くの資料を基に精力的に解説頂き、時には時間をオーバーして講義され受講生一同感激しました。

学習した主な内容は、以下の通りです。

- ① 公的年金制度、その生い立ちと歩み
- ② かしこい年金とのつきあい方
- ③ 老齢年金を受給するための条件
- ④ 遺族年金・障害年金の受給要件
- ⑤ 最近の年金改革のはなし
- ⑥ 離婚時の厚生年金分割時の留意点



*特に注意を要する事柄として学んだこと

1) 老齢年金の繰り上げ支給を受ける時

⇒65歳以降も減額されたままとなる。障害年金・寡婦年金が受けられなくなる。

2) 年金は後払い

⇒死亡月により、残された遺族が2ヶ月分(または1ヶ月分)請求できる。

3) 加給年金の打ち切り

⇒配偶者が65歳になると、配偶者自身の老齢基礎年金が支給されるため打ち切られ、振替加算が配偶者に支給される

4) 遺族年金の支給要件は複雑

⇒要件により支給される年金の種類・支給期間・年金か一時金かが異なる

5) 離婚時の厚生年金の分割

⇒合意分割制度と3号分割制度がある。いずれにしてもマスコミ等言われている単純2分割ではないので、双方が納得するまで話し合うことが大事。

「何年加入したら受けられる?」—— 支給資格

国民年金(自営業・農業・サラリーマンの妻)	厚生年金・共済年金(サラリーマン・OL・公務員)
25年以上	25年以上

または、①・②・③のいずれかを満たしていること

① 厚生年金加入期間

男性40歳 } 以降の期間
女性35歳 }

||

生年月日に応じて
15~19年以上(注1)

*厚生年金保険の中高齢の特例

② 厚生年金加入期間
+
共済組合加入期間

||

生年月日に応じて
20~24年以上(注2)

*厚生年金保険・共済組合の
加入期間の特例

③ 厚生年金加入期間
+
共済組合加入期間
+
国民年金加入期間(注3)
+
カラ期間(注4)

||

25年以上

注1:生年月日に応じて下表のとおりに入期間が短縮されます。

生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	15年以上
昭和22年4月2日~昭和23年4月1日	16年以上
昭和23年4月2日~昭和24年4月1日	17年以上
昭和24年4月2日~昭和25年4月1日	18年以上
昭和25年4月2日~昭和26年4月1日	19年以上

注2:生年月日に応じて下表のとおりに入期間が短縮されます。

生年月日	加入期間
昭和27年4月1日以前	20年以上
昭和27年4月2日~昭和28年4月1日	21年以上
昭和28年4月2日~昭和29年4月1日	22年以上
昭和29年4月2日~昭和30年4月1日	23年以上
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日	24年以上

注3:保険料納付済期間または保険期間(半額免除等は必要な保険していること)

注4:カラ期間とは、加入期間には年金額の計算には入れない、年金や共済組合加入者の昭和36年4月1日から昭和61年までの間、国民年金に任意加入した20歳から59歳までの期間3月以前の学生であった期間

①いつからいくら受けられる?—— 国民年金

2 — ①いつからいくら受けられる? — 国民年金

*原則65歳から受けられます (希望すれば、繰上げ・繰下げ受給ができます)。繰上げおよび繰下げによる受給率は下表のとおりです。

受給開始時期	受給率
60歳	70%
60歳1ヵ月	70.5%
60歳2ヵ月	71%
...	...
61歳	76%
62歳	82%
63歳	88%
64歳	94%
65歳	100%
66歳	108.4%
67歳	116.8%
68歳	125.2%
69歳	133.6%
70歳	142%

繰上げ

1ヵ月早く受けるごとに0.5%
(1年早く受けるごとに6%)の**減額**になる。

1ヵ月遅く受けるごとに0.7%
(1年遅く受けるごとに8.4%)の**増額**になる。

*表は昭和16年4月2日以降に生まれた人の受給率。
*受けた時点の受給率は一生変わりません。
*どの年齢から受けても77歳~80歳ごろに受給総額が同額になります。

繰下げ

●繰り上げて受ける場合の注意点

- 障害年金・寡婦年金が受けられなくなる。
- 遺族年金が受けられるようになって、65歳までは老齢基礎年金が遺族年金かどちらか一方となる。

国民年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書

国民年金 老齢基礎年金支給繰上げ請求書

請求年月日 請求者 請求者住所

1 国民年金の基礎年金番号 21701234561150

2 氏名 姓 太郎 名 太郎

3 生年月日 昭和 25 年 10 月 7 日

4 住所 192-0052 青梅市新宿6-7-8

5 請求理由 国民年金法第18条第2項の規定に基づき老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。

6 平成22年10月 日

7 請求者 氏名 性別 年齢 月 日

8 代理人 氏名 性別 年齢 月 日

電話番号 (0128) - (50) - (1234)

国民年金の年金額

満額(最高額)=792,100円(平成22年度)

$$\text{年金額} = \text{満額} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/3) + (\text{4分の3免除月数} \times 1/2) + (\text{半額免除月数} \times 2/3) + (\text{4分の1免除月数} \times 5/6)}{480\text{ヵ月(昭和16年4月1日以前に生まれた人は生年月日に応じて300~468ヵ月)}} \times \text{繰上げ・繰下げ受給率}$$

国民年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられた平成21年4月以降の免除期間については(全額免除月数×1/2)、(4分の3免除月数×7/8)、(半額免除月数×3/4)、(4分の1免除月数×7/8)として計算します。

●付加年金
付加保険料(月額400円)を納めた場合は、年額で200円×付加保険料を納めた月数の付加年金が加算されます。

2 — ②いつからいくら受けられる? — 厚生年金

*原則65歳から受けられますが、受給資格があり、1年以上厚生年金の加入期間があれば、生年月日に応じて下記の図のとおり受けられます。

受給開始年齢

男性	女性	受給開始年齢
昭和16年4月2日~ 昭和18年4月1日生まれ	昭和21年4月2日~ 昭和23年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲60歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和18年4月2日~ 昭和20年4月1日生まれ	昭和23年4月2日~ 昭和25年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲60歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和20年4月2日~ 昭和22年4月1日生まれ	昭和25年4月2日~ 昭和27年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲60歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和22年4月2日~ 昭和24年4月1日生まれ	昭和27年4月2日~ 昭和29年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲60歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和24年4月2日~ 昭和28年4月1日生まれ	昭和29年4月2日~ 昭和33年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲60歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和28年4月2日~ 昭和30年4月1日生まれ	昭和33年4月2日~ 昭和35年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲61歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和30年4月2日~ 昭和32年4月1日生まれ	昭和35年4月2日~ 昭和37年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲62歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和32年4月2日~ 昭和34年4月1日生まれ	昭和37年4月2日~ 昭和39年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲63歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和34年4月2日~ 昭和36年4月1日生まれ	昭和39年4月2日~ 昭和41年4月1日生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲64歳 定額部分 老齢基礎年金
昭和36年4月2日以降の 生まれ	昭和41年4月2日以降の 生まれ	報酬比例部分 老齢厚生年金 ▲65歳 定額部分 老齢基礎年金

ねんきん定期便

*国民年金、厚生年金の被保険者に、毎年誕生月に日本年金機構から年金加入記録や見込額を記した「ねんきん定期便」が届きます。

- 節目の年齢(35歳・45歳・58歳)の人には、①年金加入期間②年金見込額③保険料の納付額④年金加入履歴⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況——の記録が届きます。
- 上記以外の人には、①②③の記録と⑤⑥の直近1年分の記録が届きます。

! 厚生年金基金の加入期間がある人は...
50歳以上の人に示される年金の見込額には、厚生年金基金(厚生年金の代行部分)の年金額は含まれていません。

ねんきん定期便専用ダイヤル

